

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客様サービスセンター
フリーダイヤル
0120-876-126
営業時間 9:00~17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)



現在の積立利率、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
第一フロンティア生命ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容について下記の書類を郵送します。
 ●「ご契約内容のお知らせ」(年2回)
 *1月末、7月末のご契約内容を翌月下旬以降に郵送します。
 ●目標値到達による「定額の円貨建終身保険への移行」のお知らせ
 *「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加された方のみ、目標値到達時に郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知りたい事項などについて説明しています。

あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

<しおり・約款用>



この保険商品のご検討に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先【第一フロンティア生命 03-6685-6500（大代表）】までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。

●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命
第一生命グループ

第一フロンティア生命保険株式会社
〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1
大崎ウェザーワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客様サポートセンター
0120-876-126
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'20年4月版
登 B19F0276(2020.1.8) F6258-01 '20年3月作成 ラ

プレミアカレンシー3

積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)

大切な資産をしっかりふやせる定額年金保険

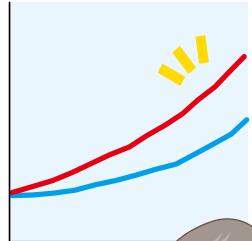


米ドル



豪ドル

外貨で運用するから…



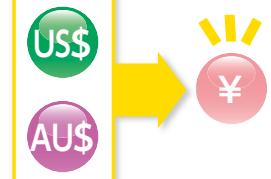
円より
高い金利を
期待

外貨で運用するけど…



為替の
チェックは
おまかせ

外貨で運用するのに…



ふえた
円で確保



円

外貨より金利は低いけど… 為替リスクのない安心感



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 為替、解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[引受保険会社]





の場合

「円より高い金利」で「確実にふやしたい」、さらに「ふえたら円で確保したい」方へ

*「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合

ステップ1

円より高い金利を期待

運用する通貨・期間を選び、
円換算の目標値を設定します。

105% または 110% ~ 200% (10%きざみ)

例 円貨込金額 目標値 目標金額
 $1,000\text{万円} \times 110\% = 1,100\text{万円}$

しくみ図(イメージ)

*目標値を設定しない場合は
▶P8 をご参照ください。

指定通貨	運用期間
米ドル	3年 5年 6年 10年
豪ドル	

- 円も選択できます
- 運用期間は
[5年] [10年] [15年] [20年]
から選択できます。
- 目標値の設定はできません。

*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない
指定通貨・運用期間があります。

指定通貨	米ドル・豪ドル				円			
運用期間	3年	5年	6年	10年	5年	10年	15年	20年
契約年齢	0~90歳	0~90歳	0~89歳	0~85歳	0~90歳	0~85歳	0~80歳	0~75歳
契約時費用	2.5%	3.5%	4.0%	6.0%	0.5%	1.0%	1.0%	1.0%

ステップ2

為替のチェックはおまかせ

- 3ヵ月経過後、
目標到達状況を毎営業日
判定します。
- 判定は **解約返還金額の円換算額**
- 目標値は何度でも変更でき
ます。
*変更時は250%、300%も指定できます。

ステップ3

ふえたら円で確保

ケース1

目標値に到達した場合には(1)、自動的に円貨で
運用成果を確保し、円建の終身保険に移行します。▶P12

⚠ 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

〈移行後にできること〉

- 円建の終身保険としてそのまま保有
- 解約・減額して、解約返還金額(円貨)のお受取り
- 終身保険にかけて、年金でのお受取り ▶P11



*円建の終身保険に移行後は、市場価格調整を行いません。

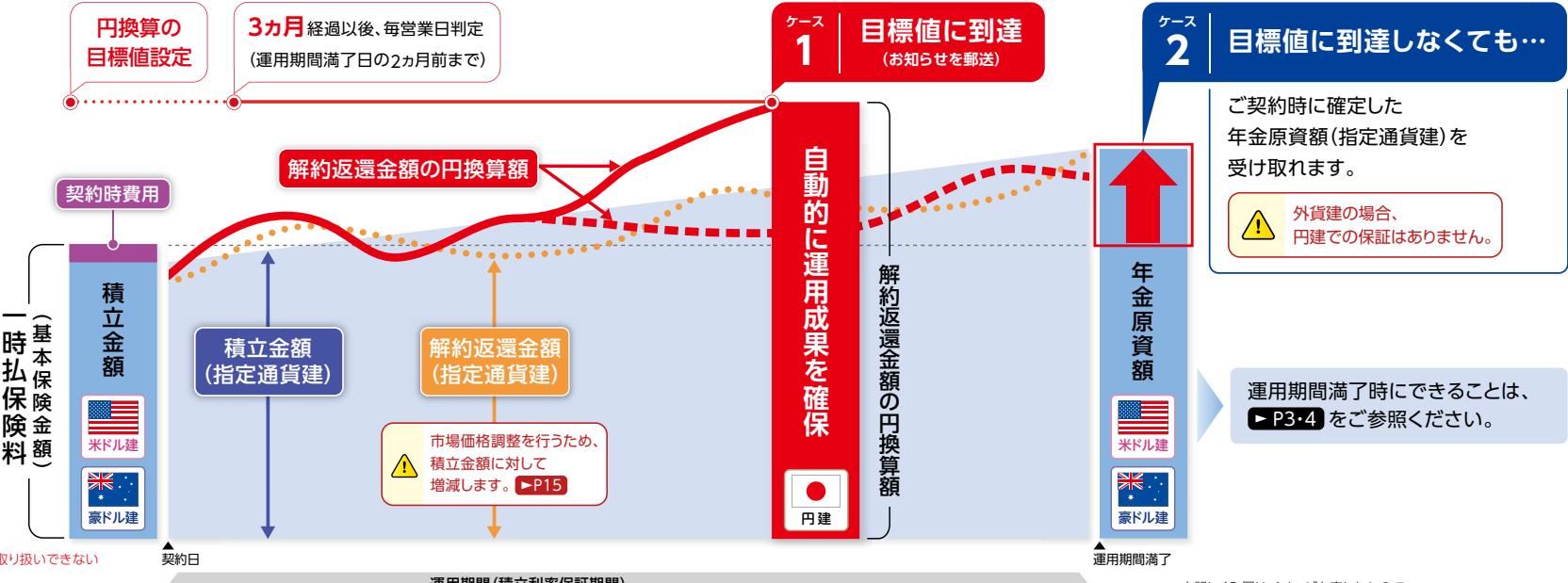
ケース2

目標値に到達しなくても…

ご契約時に確定した
年金原資額(指定通貨建)を
受け取れます。

⚠ 外貨建の場合、
円建での保証はありません。

運用期間満了時にできることは、
▶P3・4 をご参照ください。



死亡給付金額について

運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、その日における積立金額、解約返還金額
または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金としてお支払いします。▶P10

*上記しくみ図はイメージを表したもので、
将来の積立金額、解約返還金額などを保証するものではありません。



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動

などによって損失が生じるおそれがあります。▶P17・18

運用期間満了時には

年金原資額をもとに、つぎの①～⑤のいずれかを選べます。



ご留意事項

- 以外は、運用期間満了時の2ヵ月前を目処に届くお知らせによりお選びいただけます(ご契約時には選択できません)。なお、下記のお取扱いは、運用期間満了時までにお手続きください。

お受取り

① 年金原資額を一括で受取り

② 年金原資額を年金で受取り

- 確定年金
- 死亡時保証金額付終身年金
- 10年保証期間付終身年金

▶ P9

③ 終身保険に移行

(定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)を付加した場合)

<外貨建の終身保険に移行した場合>

目標値を設定していた場合、目標到達の判定を継続します。

<イメージ>



*目標値は、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合です。

*移行後の死亡給付金額については▶ P10をご参照ください。

▶ P11

④ 運用期間(積立利率保証期間)を更新

- 更新時に、指定通貨と運用期間を変更することもできます。

⚠ 円から外貨への指定通貨の変更はできません。

<選択できるパターン>

指定通貨	米ドル	豪ドル	円
運用期間	1年 3年 5年 6年 10年	1年 5年 10年 15年 20年	

*更新時の金利情勢などによっては、選択できない指定通貨・運用期間があります。

- 更新は度数でもできます。

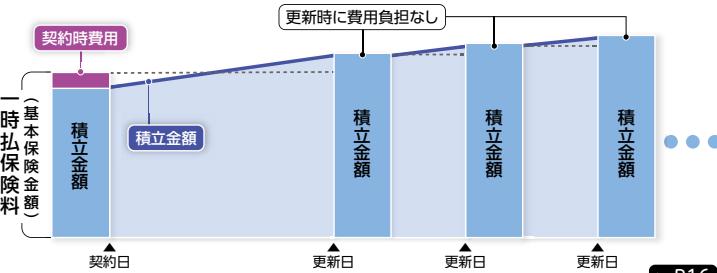
*更新後の年金支払開始日における被保険者の満年齢が95歳を超えない範囲となります。

- 目標値を設定していた場合、目標到達の判定を継続します。

*目標値は、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合です。

*円に変更した場合、目標値の到達状況の判定は行いません。

<イメージ>



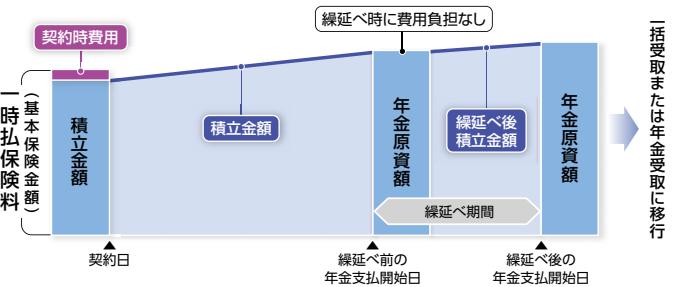
⑤ 年金支払開始日を繰延べ

- 年金支払開始日を、1回に限り、日単位で繰り延べることが可能です。

- 繰延べ期間は、指定通貨が外貨の場合は最長3年、円の場合は最長1年です。

*繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が95歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

<イメージ>

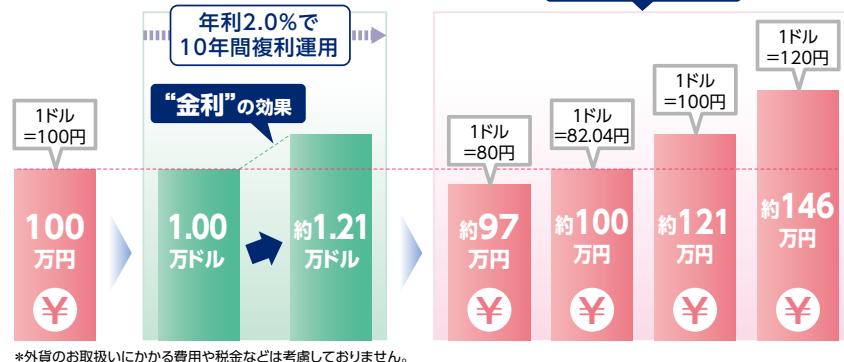


*年金支払開始日を繰り延べた場合、目標値の到達状況の判定は行いません。

① “金利”と“為替”的影響・効果

<イメージ>

円資産 → ドルに換算して運用 → 円資産に換算
“為替”的影響・効果



⚠️ 為替相場の変動により、ドル建資産の円換算額は必ずしも円換算の元本を上回るものではありません。

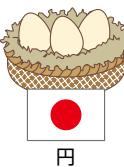
② 分散投資の効果

「卵は1つのカゴに入れるな」 運用の鉄則は資産を分散することです。



同じように資産を別々の「通貨のカゴ」に分けてみると…

(通貨を分けて持つ例)



円だけでなく、外貨建資産を持つことで、分散投資の効果が期待できます。

1 この商品は預金ではありません。

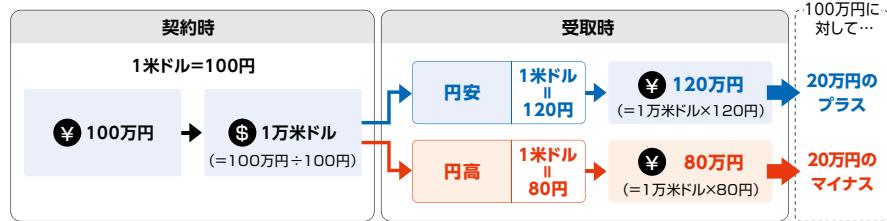
この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、**元本割れ**することがあります。



2 “円ベース”での保証はありません。

外貨建の場合、死亡給付金額や運用期間満了時の年金原資額は、**円ベースで元本割れ**することがあります。

〈為替の影響の例〉



3 運用期間中に解約・減額した場合、解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。

〈市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉

1 解約時の市場金利が、契約時と比べて上昇した場合



2 解約時の市場金利が、契約時と比べて低下した場合



*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「積立利率」が算出されます。

〈解約返還金額の例〉 指定通貨: 米ドル、運用期間: 10年、積立利率: 2.00%、一時払保険料: 100,000米ドル

経過年数3年の解約返還金額(契約時費用も加味)

1 解約時の積立利率が、契約時と比べて1.0%上昇した場合

一時払保険料
100,000米ドル
>
解約返還金額
91,290米ドル

2 解約時の積立利率が、契約時と比べて1.0%低下となった場合

一時払保険料
100,000米ドル
<
解約返還金額
104,679米ドル

*契約時費用は、指定通貨が米ドル・豪ドルの場合、運用期間ごとに〈3年〉2.5%、〈5年〉3.5%、〈6年〉4.0%、〈10年〉6.0%です。

*上記の解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の金額で、小数点以下を切捨てにより表示しています。

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型)」です。
- この保険では「保険契約の型」として、「積立型」と「生存保障重視型」がありますが、裏表紙に記載する募集代理店では「積立型」のみのお取扱いとなり、「生存保障重視型」のお取扱はありません。そのため、この冊子では「積立型」についてのみ、記載しております。
- 指定通貨が外貨の場合のみ、または円の場合のみに該当する箇所をつぎのとおり、国旗のみで表記しています。

指定通貨	このページ以降での表記
外貨のみ該当	
円のみ該当	

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウイズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

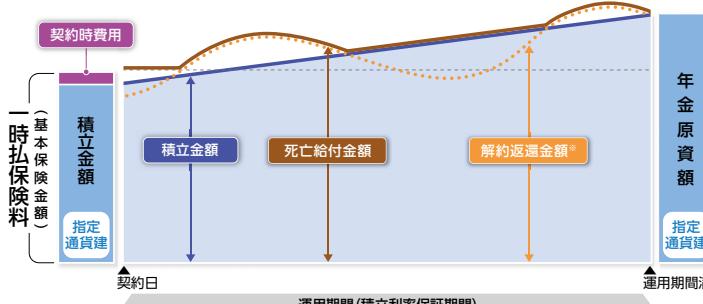
2 この保険の特徴について

- この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしきみの保険料一時払方式の年金保険です。

- 通貨の種類は、米ドル、豪ドル、円で、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。
- 積立利率とは、積立金(一時払保険料から契約時費用を控除したうえで積み立てるお金)に適用される利率のこと、毎月2回(1日と16日)設定されます。
積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係費率を差し引きます。
なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。
- 指定通貨建の年金原資額が、指定通貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。

- 商品のしきみ図(イメージ)については以下のとおりです。

<イメージ>



→ 括受取、年金受取、または運用を継続

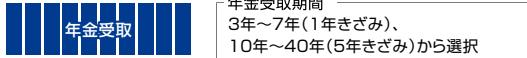
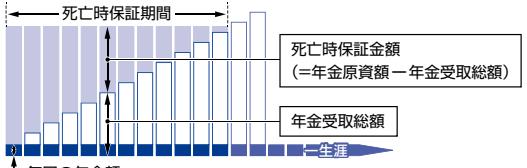
3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。
P17・18

4 保障内容について

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

年金の種類		年金受取開始年齢※				
確定年金	決まった期間、確実に年金を受け取れます。  年金受取 年金受取期間 3年～7年(1年きざみ)、 10年～40年(5年きざみ)から選択 <small>*年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。</small>	指定通貨ごとに、 以下のとおりとなります。 <table border="1"> <tr> <td>外貨</td> <td>3歳～95歳</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>5歳～95歳</td> </tr> </table>	外貨	3歳～95歳	円	5歳～95歳
外貨	3歳～95歳					
円	5歳～95歳					
死亡時保証 金額付 終身年金	年金原資額までのお受取りを確保したうえで、一生涯にわたって年金を受け取れます。  年金原資額 死亡時保証期間 死亡時保証金額 (=年金原資額 - 年金受取総額) 年金受取総額 生涯 毎回の年金額 <small>*死亡時保証期間(年金受取総額が初めて年金原資額以上となるまでの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額を一括でお支払いします(年金を継続してお支払いするお取扱いはありません)。</small>	50歳～95歳				
10年保証 期間付 終身年金	10年間の年金受取期間を確保したうえで、一生涯にわたって年金を受け取れます。  保証期間 10年 → 一生涯 <small>*保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。</small>	50歳～95歳				
一括受取 (年金原資額の一時支払)		年金原資額を一括で受け取れます。 一括受取 <small>*ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。</small>				

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定期率、予定期死率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

*年金額が3,000米ドル、3,000豪ドル、30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。また、一時払保険料の金額によっては、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。

*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

■被保険者が死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。

■年金支払開始日前の死亡給付金額は、被保険者が死亡したときにおける積立金額、解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額となります。

■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰り延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰り延べ後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰り延べについて、くわしくは **P16** をご参照ください。

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、終身保険に移行後は以下のとおりとなります。 **P11・12**

保険期間	死亡給付金額
移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額

*移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

ご契約のお取扱いについて

基本保険金額 （一時払保険料 もしくは 各払込金額）	最低	<table border="1"> <tr> <td>指定通貨で 入金する場合</td><td>米ドル 10,000米ドル</td><td>豪ドル 10,000豪ドル</td><td>円 100万円</td></tr> <tr> <td>「保険料円貯入金特約」を 付加する場合</td><td colspan="3">円 100万円</td></tr> <tr> <td>「保険料外貨入金特約」を 付加する場合</td><td colspan="2"> 払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 10,000米ドル 払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 10,000豪ドル </td><td></td></tr> </table> <p>*保険料の払込単位は、米ドル:1米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円です。</p>	指定通貨で 入金する場合	米ドル 10,000米ドル	豪ドル 10,000豪ドル	円 100万円	「保険料円貯入金特約」を 付加する場合	円 100万円			「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 10,000米ドル 払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 10,000豪ドル												
指定通貨で 入金する場合	米ドル 10,000米ドル	豪ドル 10,000豪ドル	円 100万円																					
「保険料円貯入金特約」を 付加する場合	円 100万円																							
「保険料外貨入金特約」を 付加する場合	払込通貨:米ドル／指定通貨:豪ドル 10,000米ドル 払込通貨:豪ドル／指定通貨:米ドル 10,000豪ドル																							
<p>9億円相当額※</p> <p>※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。</p> <p>*同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。</p>																								
運用期間(積立利率保証期間)	最高	<table border="1"> <tr> <td>指定通貨</td><td>運用期間(積立利率保証期間)</td></tr> <tr> <td>外貨</td><td>3年、5年、6年、10年、(1年※)</td></tr> <tr> <td>円</td><td>5年、10年、15年、20年、(1年※)</td></tr> </table> <p>※更新時のみ選択可能です。</p>	指定通貨	運用期間(積立利率保証期間)	外貨	3年、5年、6年、10年、(1年※)	円	5年、10年、15年、20年、(1年※)																
指定通貨	運用期間(積立利率保証期間)																							
外貨	3年、5年、6年、10年、(1年※)																							
円	5年、10年、15年、20年、(1年※)																							
<p>●指定通貨:外貨</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">運用期間(積立利率保証期間)</td></tr> <tr> <td>3年</td><td>5年</td><td>6年</td><td>10年</td></tr> <tr> <td>0歳～90歳</td><td>0歳～90歳</td><td>0歳～89歳</td><td>0歳～85歳</td></tr> </table> <p>●指定通貨:円</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">運用期間(積立利率保証期間)</td></tr> <tr> <td>5年</td><td>10年</td><td>15年</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>0歳～90歳</td><td>0歳～85歳</td><td>0歳～80歳</td><td>0歳～75歳</td></tr> </table>	運用期間(積立利率保証期間)				3年	5年	6年	10年	0歳～90歳	0歳～90歳	0歳～89歳	0歳～85歳	運用期間(積立利率保証期間)				5年	10年	15年	20年	0歳～90歳	0歳～85歳	0歳～80歳	0歳～75歳
運用期間(積立利率保証期間)																								
3年	5年	6年	10年																					
0歳～90歳	0歳～90歳	0歳～89歳	0歳～85歳																					
運用期間(積立利率保証期間)																								
5年	10年	15年	20年																					
0歳～90歳	0歳～85歳	0歳～80歳	0歳～75歳																					
年金受取開始年齢	確定年金	<p>指定通貨ごとに、〈外貨〉3歳～95歳、〈円〉5歳～95歳</p> <p>*年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間≤122歳)</p>																						
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳～95歳																						
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定																							

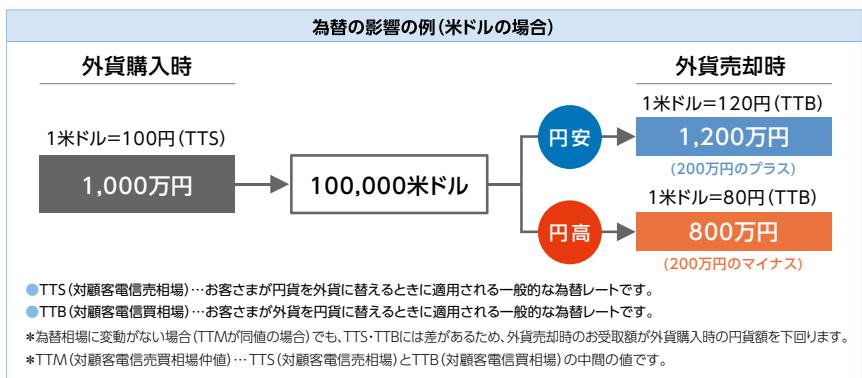
死亡給付金受取人 後継年金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の親族から指定 *上記の該当者がない、あるいはご高齢であるなど合理的な理由がある場合は、4～6親等の血族を指定することも可能です。 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。
年金種類の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。
年金支払開始日の変更	繰上げ年金開始、年金支払開始日の繰延べ、積立利率保証期間の更新を取り扱います。
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
基本保険金額の 変更	取り扱いません。
	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付	取り扱いません。

配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

為替リスクについて

■くわしくは P18 をご参照ください。



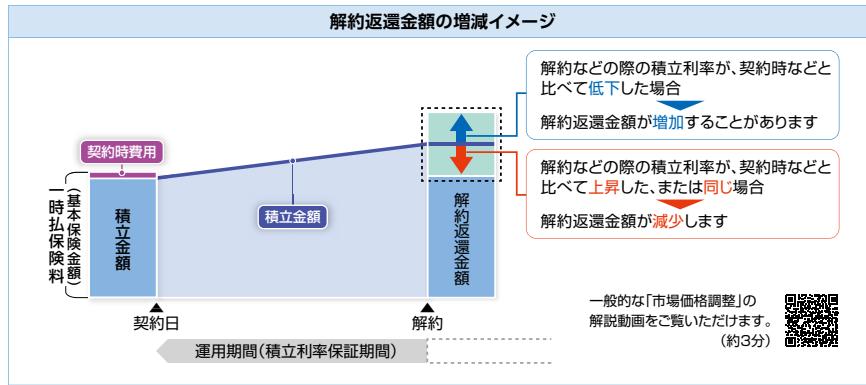
9 解約返還金額について

■解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

市場価格調整

■市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことです。この手法により、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。



■市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + \text{当社の定める率}} \right] \frac{\text{月数}}{12}$$

*「適用されている積立利率」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率とします。

*「解約返還金計算日の積立利率」とは、解約返還金計算日を契約日(積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間の更新日)とし、この保険と同一の通貨が指定された新たな保険を締結すると仮定した場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

*「当社の定める率」とは、 0.30%、 0.20%とします。

*「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数(残存月数)に応じて以下のとおり計算され、1ヵ月未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。
- 残存月数が120ヵ月以下の場合: 残存月数
- 残存月数が121ヵ月以上の場合: 残存月数 × 0.5 + 60ヵ月

■繰上げ年金開始をした場合や、目標値に到達して円建の終身保険に移行する場合などにも、市場価格調整が適用されます。

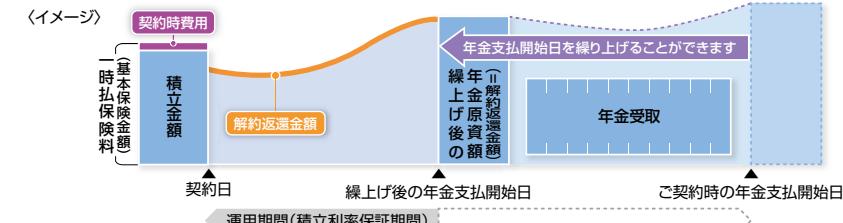
■終身保険への移行後は市場価格調整を行いません。

10 年金支払開始日の繰上げについて

■契約日から起算して1年以上経過しているときは、年金支払開始日前に限り、いつでも年金支払開始日を繰り上げることができます。

■繰上げ後の年金支払開始日は、お客さまサービスセンターがお申込みを受け付けた日(書類に不備がある場合は、完備した日)の翌日となります。

■繰上げ年金開始をした場合の年金原資額は解約返還金額となりますので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。
くわしくは [P9](#) をご参照ください。



11 積立利率保証期間の更新について

■積立利率保証期間の満了日に限り、積立利率保証期間を更新することができます。

■更新時に、指定通貨および積立利率保証期間を変更することができます。

*円から外貨への指定通貨の変更是できません。

■年金支払開始日における被保険者の満年齢が95歳を超えない範囲で更新できます。

■更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日の積立利率がその期間の満了日まで適用されます。

■ 目標値を設定し、目標到達せず更新した場合、「一時払保険料の円換算額」に対する目標判定を、更新後の年金支払開始日の2ヵ月前まで行います。

■くわしく図(イメージ)については [P4](#) をご参照ください。

12 年金支払開始日の繰延べについて

■年金支払開始日の前日に、1回に限り、指定通貨が外貨の場合は3年、円貨の場合は1年を限度として、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。

■繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が95歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

■繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。

■繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。

■繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定期率、予定期死率など)に基づいて算出されます。

■ 目標値を設定し、目標到達せず繰延べた場合、繰延べ期間中の目標値への到達状況の判定は行いません。

■くわしく図(イメージ)については [P4](#) をご参照ください。

13 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは [P17・18](#) をご参照ください。

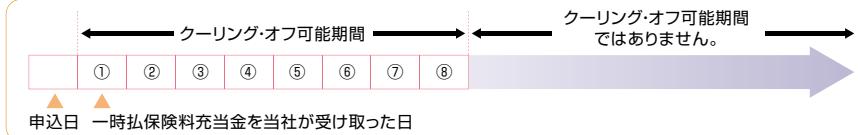
3

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

*1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

*2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



■お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

*3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-xxxx-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	○,○○○,○○○(米ドル・豪ドル・円)
ご本人名義の返金口座※4	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

*4 外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。

■したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。
くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※5	円貨※6	円貨※7
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨※8	外貨※9

*5 「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。

*6 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払いいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。

*7 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。

*8 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

*9 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料

③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)

*「保険料外貨入金特約」を付けた場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

4

告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5

ご契約に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)における積立利率となります

■積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。

■お申込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。

■積立利率は、一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額に適用されます。したがって、一時払保険料に対する実質利回りは、積立利率よりも低くなります。

■積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率の計算に際し、それぞれの通貨の種類について、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた指標金利を定めます※1。積立利率は、その指標金利の当社所定の期間における平均値から一定の範囲内※2で当社が定めた率から、当社が定める費用の率(=保険契約関係费率)を差し引いた利率となります。

*1 通貨の種類ごとの金利スワップレート、「●」日本国債の流通利回りとなります。

*2 最大1.5%を加えた率を上限、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内、「●」最大1.0%を増減させた範囲内とします。

6

保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う上で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7

死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

■死亡給付金・年金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき、年金の種類が死亡時保証金額付终身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)

■重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど)

■死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となつた場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しなつた場合

8 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

■解約返還金額はつぎの影響をうけます。

- ①契約時費用
- ②市場価格調整
- ③円貨に換算した金額は解約時の為替レート

解約返還金額の計算方法などくわしくは **P15** をご参照ください。

9 この保険には為替リスクがあります

■くわしくは **P18** をご参照ください。

10 ご指定いただける「保険契約の型」について

■この保険では「保険契約の型」として、「積立型」と「生存保障重視型」がありますが、裏表紙に記載する募集代理店では「積立型」のみのお取扱いとなり、「生存保障重視型」のお取扱はありません。

そのため、この冊子では「積立型」についてのみ、記載しております。

11 紿付金額などが削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

12 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。

■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。

■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

13 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

14 この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

15 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。

■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

■死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

16 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

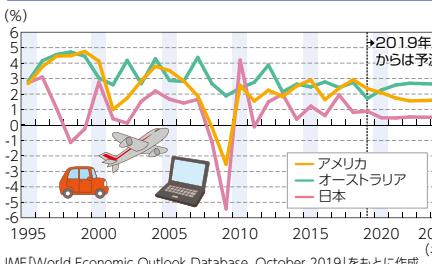
■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター **0120-876-126** 営業時間 9:00～17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

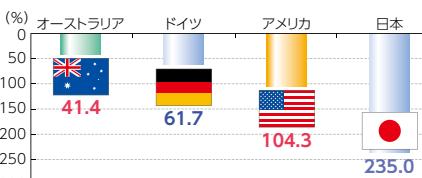
アメリカ・オーストラリアの魅力

日本より高い経済成長率(日本との比較)



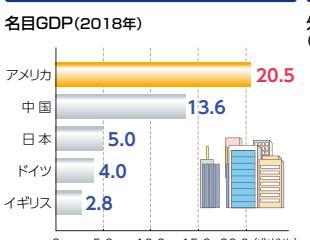
比較的良好な財政状況

政府債務残高の各国GDP比(2018年)

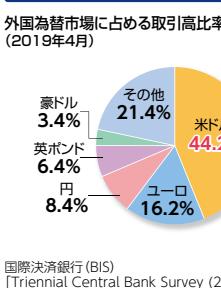


アメリカ(米ドル)

世界一の経済大国



世界の基軸通貨

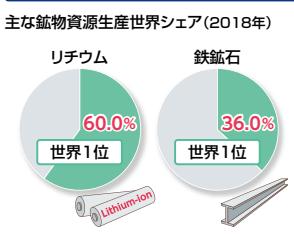


今後も人口増加の見込み

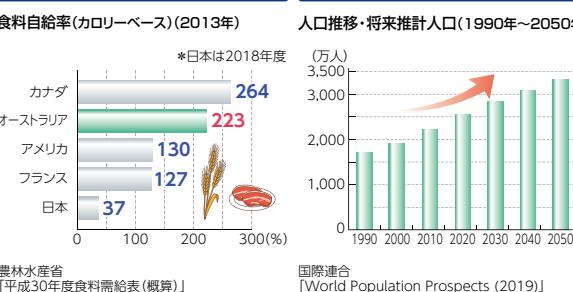


オーストラリア(豪ドル)

豊富な天然資源



高い食料自給率

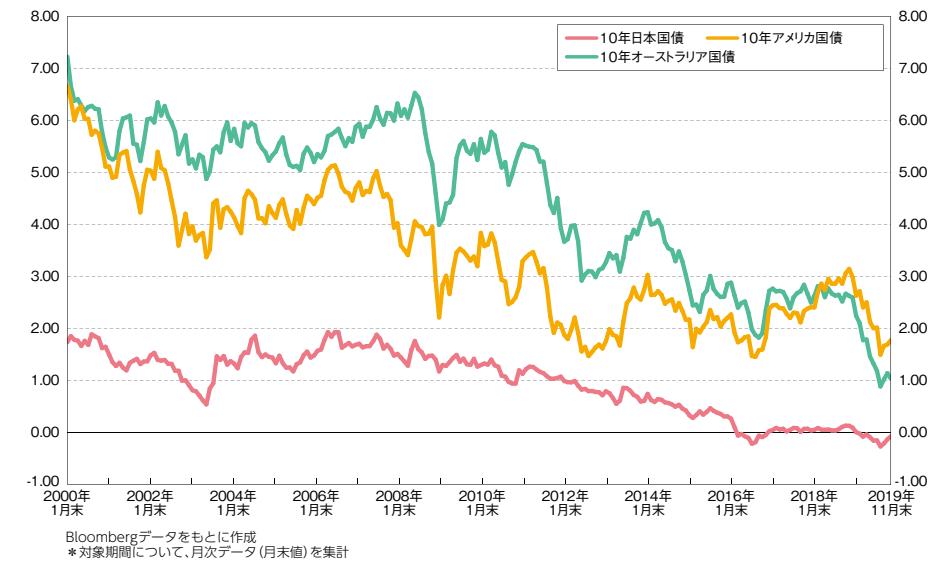


今後も人口増加の見込み



各国の10年国債利回りの推移(2000年1月~2019年11月末)

(単位:%)



為替レートの推移(2000年1月~2019年11月末)

(単位:円)

